

事務所費

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率)						
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率)						
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 1 人 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率:) <p style="text-align: center;">計 1 人</p>						
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) ■ 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) ■ 職員の雇用契約書の写し ■ 勤務実績表						
⑮ 補足事項等	(Blank)						

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は無を付けてください。
 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
 4 ④で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

【参考】 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
 ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
 イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

不動産賃貸借契約証書

森 口 亨 様

契約日 令和元年 5月15日

社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会

3-(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (株)川見建設 (以下「甲」という。)と 借主 森口 亨 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	株式会社 川見建設 峰山営業所		
	所 在 地	京都府京丹後市峰山町新町1919番地3		
	構 造	木造・ <u>鉄骨造</u> ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・ <u>瓦鉛メッキ銅板葺</u> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2) 階建/全(1)戸		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	昭和64年 10月
	面 積	1F 127.17㎡ 2F 105.79㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

職員活動事務所

頭書(3) 契約期間

令和 元年 5月 20日 から	令和 4年 5月 19日まで(4年間)
目的物件の引渡し時期	令和元年 5月 20日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 140,400 円 (内消費税等10,400円)	管理・ 共益費	月額 — 円 (内消費税等 — 円)	家財 保険料	円
敷 金	— 円 (賃料 ヶ月)		円	附 属 施設料	月額 — 円 (内消費税等 — 円)
保証金	— 円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する機	鍵 No.	別紙鍵預り証			
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	口座 払 込	京都北部信用金庫 加悦支店 普通預金 1019813 口座名義 株式会社 川見建設			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

項番(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 森口 亨
	(自宅)TEL [REDACTED]
	(勤務先)TEL [REDACTED] (会社名・部署名)
	(携帯)TEL [REDACTED]

項番(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社 川見建設
	住所 兵庫県豊岡市出石町可分252番地

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃貸不動産経営管理士:登録番号)
管理担当者	氏名 ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

項番(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

項番(8) 更新に関する事項

双方どちらも終了の意思がない場合は延長する

項番(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 元年 6月 15日

甲・貸主	氏名 株式会社 川見建設 代表取締役 川見 敏之	TEL 0796-52-3500
	住所 兵庫県豊岡市出石町町分252	
乙・借主	氏名 森口 幸	TEL [REDACTED]
	住所 京丹後市久美浜町浦明1030	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 兵庫県豊岡市出石町町分252番地	主たる事務所
	所在地・TEL 0796-52-3500	所在地・TEL
	商号又は名称 株式会社 川見建設	商号又は名称
	代表者の氏名 代表取締役 川見 敏之 ①	代表者の氏名
	免許証番号 兵庫県知事(5)第650070号	免許証番号 大臣()第 号 知事
	免許年月日 平成29年 4月25日	免許年月日 平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名 大槻 英和	氏 名
	登録番号 (兵庫) 第036892号	登録番号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名 株式会社 川見建設 本社	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 兵庫県豊岡市出石町町分252番地 TEL 0796-52-3600	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(8)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しな

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成9年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく第(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第8項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に運送しなければならない。

- 4 本契約終了時に本物件内に設置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 取書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、取書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 取書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 取書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 3 取書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする

る。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(8)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(8)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	95 ~ 106		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	事務所賃貸料(令和3年5月~令和4年4月分)				
支払金額	1,716,000円	按分率	90%	計上額	1,544,400円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	月額143,000円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

領収書

No. 000515 No99

森口亭様

2021年8月17日

金額				¥	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 9月分貸貸料

上記の金額正に領収いたしました。

税金									
入金内訳	小切手								
	振込								
	手形								
	相殺								
合計					¥	1	4	3	0



株式会社 建設

兵庫県豊前市分252番地
電話 (079) 233-3000 番 (代)



領収書

No. 000519 No100

森口亭様

2021年9月17日

金額				¥	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 10月分貸貸料

上記の金額正に領収いたしました。

税金									
入金内訳	小切手								
	振込								
	手形								
	相殺								
合計					¥	1	4	3	0



株式会社 建設

兵庫県豊前市分252番地
電話 (079) 233-3000 番 (代)



領収書

No. 000522

No 101

森 口 亨 様

2021年10月21日

金額				¥	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 11月分賃賃料

上記の金額正に領収いたしました

入金内訳	現金									
	小切手									
	振込									
	手形									
	相殺									
	合計				¥	1	4	3	0	0



株式会社 福地建設
 兵庫県豊岡市岡本町分252番地
 電話 (0796) 82-5500番(代)



領収書

No. 000527

No 102

森 口 亨 様

2021年11月20日

金額				¥	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 12月分賃賃料

上記の金額正に領収いたしました

入金内訳	現金									
	小切手									
	振込									
	手形									
	相殺									
	合計				¥	1	4	3	0	0



株式会社 福地建設
 兵庫県豊岡市岡本町分252番地
 電話 (0796) 82-5500番(代)



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

職員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	107 ~ 112		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費				
支払内容	事務所ケーブルテレビ利用料 (令和3年5月~令和4年4月分)				
支払金額	11,880円	按分率	90%	計上額	10,692円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	2ヶ月払:2ヶ月分で1,980円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
D 3- 5-26	1,980	ケーブルテレビ(SMF)	No.107		
D 3- 7-26	1,980	ケーブルテレビ(SMF)	No.108		
D 3- 9-27	1,980	ケーブルテレビ(SMF)	No.109		
D 3-11-26	1,980	ケーブルテレビ(SMF)	No.110		
D 4- 1-26	1,980	ケーブルテレビ(SMF)	No.111		
D 4- 3-28	1,980	ケーブルテレビ(SMF)	No.112		

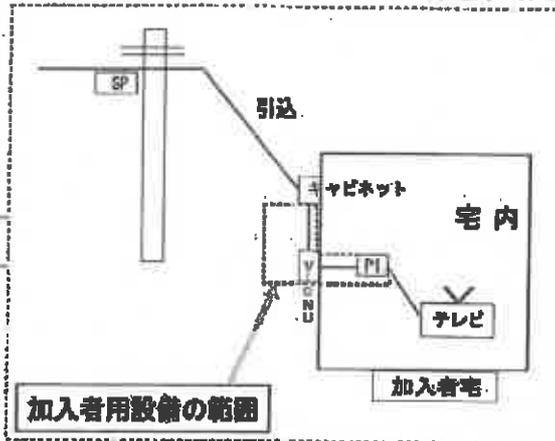
ACTVケーブルテレビ利用契約約款(別紙)

京丹後放送局用

(令和2年 4月 1日)

【放送サービス一覧】

地上デジタル放送	NHK総合、NHK Eテレ、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、KBS京都放送、サンテレビジョン、コミュニティチャンネル
BS放送	NHK BS1、NHK BSプレミアム、BS日テレ、BS朝日、BS-TBS、BSテレ東、BSフジ、BS11、BS12 トゥエルビ、放送大学TV
BS4K放送	NHK BS 4K、BS新日 4K、BS-TBS 4K、BSテレ東 4K、BSフジ 4K、BS日テレ 4K
ラジオ放送	(AM放送) NHK京都第1、NHK京都第2、KBS京都 (FM放送) NHKFM、α-station、kiss-FM、FMたんご
有料番組放送サービス	BS有料放送の視聴に際しては各放送局との契約が必要となります。



※NHKテレビ(地上波、BS)のサービス利用は、別途、NHKとの放送受信契約が必要です。

【利用料(税込)】

	利用料(2ヵ月払い)	利用料(年一括払い)
個別	1,980円	11,220円
団体	1,760円	10,428円

※団体払いは、地域で10戸以上の加入者がグループとなって代表を決め、加入者分の利用料を一括納入する場合、もしくは集合住宅でまとめて加入者分の利用料を一括納入する場合に適用します。

※賃貸住宅の利用料は、戸数(部屋数)×「個別払い」を適用します。

※ホテル・旅館は、部屋数に関わらず「個別払い」を適用します。

※生活保護の受給者の方は、申請により利用料の免除措置を受けることができます。

※以下の方は、申請により、利用料の免除措置を受けることができます。

- 1) 世帯全員が市民税非課税で世帯構成員に身体障がい者がいる
- 2) 世帯全員が市民税非課税で世帯構成員に知的障がい者がいる
- 3) 世帯全員が市民税非課税で世帯構成員に精神障がい者がいる

【その他料金・費用(税込)】

	手数料	工事費
一時停止(年額) ^{※1}	1,095円	-
再開	1,100円	-
名義変更	1,100円	-
新規加入	11,000円	宅内工事費のみ実費 ^{※2}
解約・解除	11,000円	-
転居 ^{※3}	5,500円	標準工事費 ^{※4} 22,000円～
宅内修理	-	最低工事費 ^{※5} 7,700円～

※1 一時停止の有効期限は1年です。2年目以降も毎年年額の手数料が必要です。

※2 加入者用設備機器の設置工事費は、京丹後市様の方針により当面の間無料扱いですが、今後変更する場合があります。

※3 同一敷地内での設備の移設には、手数料はかかりませんが、別途工事費がかかります。

※4 「標準工事費」以外に別途追加費用が発生する場合があります。お見積りいたします。

※5 「最低工事費」は技術者派遣費用です。別途追加費用が発生する場合があります。お見積りいたします。

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

職員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	113 ~ 124	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・奨励金等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・旅費・人件費				
支払内容	事務所電気代 (令和3年4月～令和4年3月分)				
支払金額	198,980円	按分率	90%	計上額	179,076円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

D 3- 4-20	電気料金	18,243	No 113
D 3- 5-21	電気料金	13,935	No 114
D 3- 6-18	電気料金	10,155	No 115
D 3- 7-20	電気料金	11,350	No 116
D 3- 8-23	電気料金	14,805	No 117
D 3- 9-21	電気料金	11,605	No 118
D 3-10-20	電気料金	10,946	No 119
D 3-11-19	電気料金	15,341	No 120
D 3-12-20	電気料金	16,109	No 121
D 4- 1-24	電気料金	20,753	No 122
D 4- 2-21	電気料金	25,094	No 123
D 4- 3-18	電気料金	30,644	No 124

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	125 ~ 136		
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・奨励費等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	事務所上下水道代(令和3年4月~令和4年3月分)				
支払金額	22,116円	按分率	90%	計上額	19,896円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

D 3- 4-30	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.125
D 3- 4-30	下水道料	781	公共下水	
D 3- 5-31	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.126
D 3- 5-31	下水道料	781	公共下水	
D 3- 6-30	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.127
D 3- 6-30	下水道料	781	公共下水	
D 3- 8- 2	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.128
D 3- 8- 2	下水道料	781	公共下水	
D 3- 8-31	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.129
D 3- 8-31	下水道料	781	公共下水	
D 3- 9-30	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.130
D 3- 9-30	下水道料	781	公共下水	
D 3-11- 1	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.131
D 3-11- 1	下水道料	781	公共下水	
D 3-11-30	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.132
D 3-11-30	下水道料	781	公共下水	
D 3-12-27	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.133
D 3-12-27	下水道料	781	公共下水	
D 4- 1-31	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.134
D 4- 1-31	下水道料	781	公共下水	
D 4- 2-28	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.135
D 4- 2-28	下水道料	781	公共下水	
D 4- 3-31	水道料金	1,062	京丹後市) 1843円 No.136
D 4- 3-31	下水道料	781	公共下水	

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

職員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	137 ~ 142		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・奨励金等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支 払 内 容	事務所NHK受信料(令和3年4月~令和4年3月分)				
支 払 金 額	7,350円	按分率	90%	計 上 額	6,612円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	2ヶ月払:2ヶ月分で1,225円				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

D 3- 4-26 NHK 1,225 NO 137

受信料の窓口

インターネット 専用センター

NHK放送受信契約・放送受信料についてのご案内

放送受信料額

※2020年10月から受信料を値下げしました。

放送受信料額とされた方には、テレビの設置用月日から、同じのお届けのあった月の設月まで、次の額の放送受信料をお支払いいただきます。

契約種別	支払方法	月額	2か月払額	6か月払額	12か月払額
標準受信 録画放送を受信できる テレビ等の場合	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替 クレジットカード継続払 クレジットカードでのお支払 	2,170円	4,340円	12,430円 2か月払より 590円 お得 6か月払より 60円 お得	24,185円 2か月払より 1,855円 お得
	<ul style="list-style-type: none"> 継続払込 振込用紙でのお支払 	2,220円	4,440円	12,715円 2か月払より 605円 お得	24,740円 2か月払より 1,900円 お得
地上放送 地上放送のみ受信できる テレビ等の場合	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替 クレジットカード継続払 クレジットカードでのお支払 	1,225円	2,450円	7,015円 2か月払より 335円 お得 6か月払より 60円 お得	13,650円 2か月払より 1,050円 お得
	<ul style="list-style-type: none"> 継続払込 振込用紙でのお支払 	1,275円	2,550円	7,300円 2か月払より 350円 お得	14,205円 2か月払より 1,095円 お得
特別契約	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替 クレジットカード継続払 クレジットカードでのお支払 	955円	1,910円	5,475円 2か月払より 255円 お得 6か月払より 60円 お得	10,650円 2か月払より 810円 お得
	<ul style="list-style-type: none"> 継続払込 振込用紙でのお支払 	1,005円	2,010円	5,760円 2か月払より 270円 お得	11,205円 2か月払より 855円 お得

(料額には消費税を含みます)

※料額は料金が異なります。

放送受信料のお支払いを3期分以上滞りされたときは、所定の放送受信料のほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息をお支払いいただきます。

※2020年9月までの放送受信料額はこちら

※ 料金の特例

・多額契約一括支払の特例

ひとりの放送受信契約者の方が、10件以上の衛星契約等の放送受信料を口座振替もしくは継続払込またはNHKの指定する方法でお支払いされる場合は、

継続払込等の受信料額から、ひと月当たり次の額を割り引きます。

[1件あたり減ずる月額]

契約件数	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

衛星契約等の件数が10件未満の場合の取り扱い
 次の要件を満たす場合は、衛星契約等の件数を10件として算定した受信料額を支払うものとします。
 ・事業所割引との併用がない場合…衛星契約9件
 ・事業所割引との併用がある場合…衛星契約8件または9件・特別契約9件

・団体一括支払の特典

ケーブルテレビなどの所定の団体を巡り、衛星契約の放送受信料をお支払いされる場合は、継続加入等の受信料額から、ひと月当たり200円を割り引きします。

・家族割引

同一生計である複数の方がそれぞれ放送受信契約を締結している場合、また同一の放送受信契約者が複数の放送受信契約を締結している場合に、受信料額の半額を割り引く制度です。

- ・同一の放送受信契約者が複数の放送受信契約を締結している場合、別の住居に設置した受信機の受信契約について、家族割引の適用を受けることなく放送受信料をお支払であること。または、同一生計である複数の方がそれぞれ放送受信契約を締結している場合、別の住居に設置した受信機の受信契約について、家族割引の適用を受けることなく放送受信料をお支払であること。
- ・割引元と割引先の放送受信料のお支払方法が、口座振替、クレジットカード継続払、継続加入のいずれかであること。
- ・割引元と割引先の放送受信料について、連続6期間以上お支払がない状態にはないこと。



<家族割引後の受信料額>

契約種別	支払方法	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約 <small>地上放送を受信できるテレビ等の場合</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替 ・クレジットカード継続払 ・クレジットカードでのお支払 	2,170円	6,215円 <small>2か月払より 295円 お得</small>	12,092円 <small>2か月払より 928円 お得</small>
	・継続加入 <small>現金用紙でのお支払</small>	2,220円	6,357円 <small>2か月払より 303円 お得</small>	12,370円 <small>2か月払より 950円 お得</small>
地上契約 <small>地上放送のみ受信できるテレビ等の場合</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替 ・クレジットカード継続払 ・クレジットカードでのお支払 	1,225円	3,507円 <small>2か月払より 168円 お得</small>	6,825円 <small>2か月払より 525円 お得</small>
	・継続加入 <small>現金用紙でのお支払</small>	1,275円	3,650円 <small>2か月払より 175円 お得</small>	7,102円 <small>2か月払より 548円 お得</small>

空港、各地の周辺でお支払いいただく場合、国などから住民のみなさまへ交付される助成金・補助金を差し引いた額となることがあります。

閉じる

ご意見・お問い合わせ NHKについて プライバシー
 受信料関係分野プライバシーポリシー 「NHK受信料の窓口」サイトのプライバシー
 NHKインターネットサービス利用規約 NHKインターネット「受信料の窓口」

NHK 放送受信料領収証

納付者様
 お客番号 XXXXXXXXXX 領収日 令和 3年 8月26日
 領収金額 (消費税別) 1,225 円 お支払期間 令和 3年 8月 ~ 令和 3年 9月
 件数 地上契約 1
 取戻金額欄
 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください 次回振替予定日 令和 3年10月26日

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。



日本放送協会

NHKホームページ <http://nhk.jp>

お問い合わせ先 (受付時間: 午前9時～午後5時)
 受信料関係のお問い合わせ **0570-077-077**
 振替等のお届け(フリーダイヤル) **0120-151515**
 放送番組についてのご案内 **075-251-1111**
 転送や振替受取への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<http://nhk.jp/jushinyo> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご利用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけられない場合は、050-3786-5003までご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございます。

No139

NHK 放送受信料領収証

納付者様
 お客番号 XXXXXXXXXX 領収日 令和 3年 6月28日
 領収金額 (消費税別) 1,225 円 お支払期間 令和 3年 6月 ~ 令和 3年 7月
 件数 地上契約 1
 取戻金額欄
 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください 次回振替予定日 令和 3年 8月26日

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。



日本放送協会

NHKホームページ <http://nhk.jp>

お問い合わせ先 (受付時間: 午前9時～午後5時)
 受信料関係のお問い合わせ **0570-077-077**
 振替等のお届け(フリーダイヤル) **0120-151515**
 放送番組についてのご案内 **075-251-1111**
 転送や振替受取への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<http://nhk.jp/jushinyo> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご利用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけられない場合は、050-3786-5003までご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございます。

No138

NHK 放送受信料領収証

森口 亨 様
 新着日 令和 3年12月27日
 新着金額 (消費税を含みます) 1,225 円
 お支払期間 令和 3年12月 ~ 令和 4年 1月
 件数 地上契約 1

取込金額欄
 次回振替予定日 令和 4年 2月28日
 口座番号の表示を希望されるお客様はご連絡ください

上記放送受信料を口座振替により徴収いたしました。


NHKホームページ <http://nhk.jp> [スマートフォン] 

お問い合わせ先 (電話番号や受付時間はこちらをご覧ください)
 受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077
 転送先がフリーダイヤル 0120-151515
 放送番組についてのご照会 075-251-1111
 転送や番組契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<http://nhk.jp/jushinyo> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご利用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、050-3786-5003までお問い合わせください。

受信料のお支払いありがとうございます。

No 141

NHK 放送受信料領収証

森口 亨 様
 新着日 令和 3年10月26日
 新着金額 (消費税を含みます) 1,225 円
 お支払期間 令和 3年10月 ~ 令和 3年11月
 件数 地上契約 1

取込金額欄
 次回振替予定日 令和 3年12月27日
 口座番号の表示を希望されるお客様はご連絡ください

上記放送受信料を口座振替により徴収いたしました。


NHKホームページ <http://nhk.jp> [スマートフォン] 

お問い合わせ先 (電話番号や受付時間はこちらをご覧ください)
 受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077
 転送先がフリーダイヤル 0120-151515
 放送番組についてのご照会 075-251-1111
 転送や番組契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<http://nhk.jp/jushinyo> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご利用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、050-3786-5003までお問い合わせください。

受信料のお支払いありがとうございます。

No 140

NHK 放送受信料領収証

〒 〇〇〇〇 〇〇〇

お名前

発行日 令和 4年 2月28日

領収金額 (消費税を含まず)

1,225 円

お支払期間

令和 4年 2月 ~ 令和 4年 3月

件数

地上波約 1

取込金額欄

次回課金予定日

口座番号の表示を希望されるお名前をご連絡ください 令和 4年 4月26日

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。



日本放送協会

NHKホームページ

パソコン <http://nhk.jp> スマートフォン



お問い合わせ先 (03-3786-5003) (受付時間: 午前9時～午後5時)

受信料滞滞のお問い合わせ 0570-077-077

転送料のお問い合わせ (フリーダイヤル) 0120-151515

放送番組についてのご問合せ 075-251-1111

転送料滞滞規約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<http://nhk.jp/jushiryu> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご利用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
 050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございます。

No 142

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

職員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	143		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務所費) 事務費・人件費				
支 払 内 容	事務所灯油代				
支 払 金 額	16,046円	按分率	90%	計 上 額	14,441円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

事 務 費

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	144 ~ 155		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務用)・人件費				
支払内容	事務所コピー機リース料 (令和3年4月~令和4年3月分)				
支払金額	160,704円	按分率	90%	計上額	144,624円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	月額13,392円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
D 3- 4- 5	13,392	SMTA	+	No 144	
D 3- 5- 6	13,392	SMTA	+	No 145	
D 3- 6- 3	13,392	SMTA	+	No 146	
D 3- 7- 5	13,392	SMTA	+	No 147	
D 3- 8- 3	13,392	SMTA	+	No 148	
D 3- 9- 3	13,392	SMTA	+	No 149	
D 3-10- 4	13,392	SMTA	+	No 150	
D 3-11- 4	13,392	SMTA	+	No 151	
D 3-12- 3	13,392	SMTA	+	No 152	
D 4- 1- 4	13,392	SMTA	+	No 153	
D 4- 2- 3	13,392	SMTA	+	No 154	
D 4- 3- 3	13,392	SMTA	+	No 155	

お申し込みをお申込みになる会社名
三井住友トラスト・バネックファイナンス株式会社 (Z)
 〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目2番3号

大特約にポイントバンクにご記入
 ください。リース申込みの際は、本書
 面をお読みください。

リース申込みを必ずご記入ください。
リース申込み専用

お申し込み年月日
 2010年 月 日

お申し込みのリース会社・貸渡人用の「貸渡申込書」の裏面に
 お申し込みのリース会社・貸渡人用の「貸渡申込書」の裏面に
 お申し込みのリース会社・貸渡人用の「貸渡申込書」の裏面に
 お申し込みのリース会社・貸渡人用の「貸渡申込書」の裏面に

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	156 ~ 167		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・更替設備等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費) 人件費				
支払内容	事務所電話・インターネット代(令和3年3月~令和4年2月分)				
支払金額	96,427円	按分率	90%	計上額	85,880円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
D 4- 3-31 電話料金 7,686 トコモケイ No 167					

No156

NTTファイナンス株式会社 毎月利息等入金振込
(6桁目ご利用分)

お客様電話番号
(BILLING NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
森口 亨 様

下記、ご利用料金を口座振替により償収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 5月14日発行)

2021年 4月ご請求分	(2021年 4月30日振替)
預収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,838 円
金融機関名	
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税中倉納
付につき是
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の
翌月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が欠陥・白紙・破日の場合は、
翌振替日に振替させていただきます。

社用コード 01428364 - E6741457204#

No 157

NTTファイナンス株式会社 振込(金融機関振込)
(口座振替)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
海口 亨 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 6月14日発行)

2021年 6月ご請求分	(2021年 5月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,256円
金融機関名	
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき並
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の
翌月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、
翌営業日に振替させていただきます。

社用コード 01612974-EG741507894#

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
基本使用料等 (計)	5,700	ご利用期間 (4/1~4/30) 戸建・タイプA/西 (※その他ドコモ光をご利用の方は、別途料金がかかります) ドコモ光電話基本使用料	
通話料・通信料 (計)	1,100	国内通話料 通話料	
その他ご利用料金等 (計)	706	見直し料 ダブルダイヤ料 追加番号 ユニバーサルサービス料/基本 スマホサービス料/基本(追加番号)	
消費税等相当額 (計)	750	消費税等相当額 (仮加算)	
合計	8,256		
		<p>※NTTドコモからのお知らせ> ◎他社利用期間は、3月末までです。 (4月1日よりご利用ください) ◎ポイントのお知らせ ※4月ご利用分に対する賞付ポイントが、700円分です。 (ポイント進呈の対象にご利用金額は、7,476円です) ※その他の賞付ポイントはWEBを参照ください。 ◎ステージのお知らせ ※4月のステージは、 ※その他のステージ情報はWEBを参照ください。</p>	

No 158

NTTファイナンス株式会社 電話料金等請求書
(口座振替)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)



ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
株式会社

下記、ご利用料金を口座振替により徴収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 7月 13日発行)

2021年 6月ご請求分	(2021年 6月30日振替)
徴収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,933円
金額欄名 NAME OF AMOUNT	
口座番号 ACCOUNT NO.	* * *

印紙税申告
付につきは
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の
翌月15日に口座振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・初日の場合は、
翌営業日に振替させていただきます。

社用コード 01518283-EG741480763#

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	〔 本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。 〕	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計) 5,700	5,200	ご利用期間 (5/1~5/31) 無線LAN/有線LAN		基本料 無線LAN
◇インターネット利用料 (計) 808	736	(有線) 無線LAN/有線LAN ドコモ光無線LAN本拠地料	光電話番号: 0772-62-3763	基本料 無線LAN
◇その他ご利用料金等 (計) 2,170.5	2,000	国内通話料 他社通話料	4月ご利用分 5月ご利用分	通話料 無線LAN
◇消費税相当額 (計) 721	721	無線LAN ダブルチャネル	1契約あたり3円のご請求となります 1番号あたり3円のご請求となります	消費税 無線LAN
◇合計 7,933	7,933	合計	自営業等の請求金額×10%にて	消費税 無線LAN
		<p><NTTドコモからのお知らせ> ◎期間利用期間中は5月末日までご利用いただけます。 ◎ポイントのお知らせ 5月ご利用分に対する報酬ポイントは700ポイントです。 (ポイント獲得の対象になるご利用金額は7,142円です。) ◎お子様の利用履歴ポイントWEBをご確認ください。 ◎ステータスのお知らせ 5月末日のステータスは、無線LANです。 ※その他のステータス情報はWEBをご確認ください。</p>		

No 159

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金徴収状
(「エネコ」用紙)

お客様電話番号
(BILLING NUMBER)



お客様氏名 (CUSTOMER NAME)
森口 亨 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 8月 13日発行)

2021年 7月ご請求分	(2021年 8月 2日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,739 円
金振出店名 CREDITOR NAME	
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税未納
付につき
税務請求書済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞料金を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の
翌月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、
翌営業日に振替させていただきます。

社用コード 01601520-EG741496480#

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。) DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆基本使用料等 (計)	5,200	ご利用期間 (6/1~6/30) FAX・タイプA/月	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	5,200	(参考)ドコモの1利用 ドコモ光電話基本使用料	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	500	国内通話料 5月ご利用分	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	590	5月ご利用分	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	500	5月ご利用分	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	200	国内通話料 5月ご利用分	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	200	5月ご利用分	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	3	ユニバーサルサービス料/基本	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	3	ユニバーサルサービス料/基本	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	3	ユニバーサルサービス料/基本	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	3	ユニバーサルサービス料/基本	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	3	ユニバーサルサービス料/基本	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	3	ユニバーサルサービス料/基本	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆基本使用料等 (計)	3	ユニバーサルサービス料/基本	社会保険料 国民年金 国民健康保険
◆合計	7,739	請求金額の均等分割は10円	社会保険料 国民年金 国民健康保険

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
◇基本使用料等(円)	5,700	ご利用期間 (7/1~7/31) 戸建タイプA/西 ドコモ光電話基本使用料 国内通話料 販売手数料	
◇オプションサービス料等(円)	448	発信音部分表示 ダブルチャンネル ユニバーサルサービス料/基本 エコーコントロールサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本(追加料)	
◇その他(円)	200	光電話番号: 0772-62-3763 6月ご利用分 7月ご利用分	
◇消費税相当額(円)	685	政治税率(消費税) 10%	
合計	7,541	合計	
		<p><NTTドコモからのお知らせ></p> <p>○継続利用期間は7月末日までです。7月末日を過ぎると、2年11ヶ月までの期間延長となります。</p> <p>○ポイントのお知らせ</p> <p>7月ご利用分に対する贈与ポイントは、1,000ポイントです。このポイントは、(ポイント進呈の対象となるご利用金額は、6,816円です。)</p> <p>その他の獲得ポイント(ウェブをご確認ください)は、6,816円です。</p> <p>○ステージのお知らせ</p> <p>7月末日のステージは、ステージ1です。7月末日を過ぎると、ステージ2となります。</p> <p>その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p>	

No 161

NTTファイナンス株式会社 電話料金請求書
(パソコン利用分)

お客様電話番号
(BILLING NUMBER)



ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
森口 孝 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年10月13日発行)

2021年 9月ご請求分	(2021年 9月30日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,717円
金融機関名 <small>FINANCIAL INSTITUTION</small>	
口座番号 <small>ACCOUNT</small>	* * *

印紙税申告納
付につき是
税務署へ送附

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港町1-2-70

以振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の
毎月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、
翌営業日に振替させていただきます。

社用コード 01610873-EG741505793#

No 162

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収書 (ドコモで利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)



ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
森口 幸 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年11月13日発行)

2021年10月ご請求分	(2021年11月1日振替)
徴収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,598 円
金融機関名 <small>(***POSTOFFICE*)</small>	
口座番号 <small>ACCOUNT</small>	* * *

印紙税申告納付につき是
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は遅延利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

社用コード 01515140-E6741477040#

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
基本使用料 (円) 5,700	5,200	ご利用期間 (9/1~9/30) 戸回タイプ/画 (事務) 下向き1列用 ドコモ光電話基本使用料	【 本内訳は、各サービス提供者事業者が 発行したものです。 】
電話料 (円) 500	500	国内通話料 通話料	光電話番号 0772-62-3763 8月に利用分
その他利用料金 (円) 708	400	通話料 追加料金	1契約 1番号あたり5円のご請求となります 1番号あたり3円のご請求となります 1番号あたり1円のご請求となります 1番号あたり1円のご請求となります
消費税 (円) 690	690	消費税等相当額 (合計)	合計表示の税合計×10%
合計 7,598	7,598	合計	合計
		<p><NTTドコモからのお知らせ> ○通話料利用期間は、9月末で ○ポイントのお知らせ 9月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント獲得の対象となるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステータスのお知らせ 9月末のステータスは、 ※その他のステータス情報はWEBをご確認ください。</p>	<p>2年3か月となりました。 600です。 8,908円です。 プラチナステータスです。</p>

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆基本使用料等 (単位)	5,700	5,200	ご利用期間 (10/1~10/31) 戸数: タイプA/4 (番号)・ドコモモバイル利用 ドコモ本機標準生産用料	基本使用料: 0772-62-8768
◆通話料 (単位)	608	608	国内通話料	9月ご利用分
◆その他サービス料 (単位)	708	400	各種野鳥カメラ おスルチオカメラ	1台あたり3月のご請求となります 1台あたり3月のご請求となります 1台あたり1円のご請求となります 1台あたり1円のご請求となります
◆その他サービス料 (単位)	701	200	追加番号	1桁あたり3月のご請求となります
◆その他サービス料 (単位)	701	100	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	1桁あたり3月のご請求となります
◆その他サービス料 (単位)	701	3	電話リレーサービス料/基本 (追加番号)	1桁あたり1円のご請求となります
◆その他サービス料 (単位)	701	1	電話リレーサービス料/基本 (追加番号)	1桁あたり1円のご請求となります
◆その他サービス料 (単位)	701	701	消費税等附加税 (合計)	合算請求の割合合計×1.0%
◆合計	7,717	7,717	合計	
			◆NTT-Netが6か月お知らせ ○請求利用期間は、10月末で ○ポイントのお知らせ 10月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進捗の割合によるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご覧ください ○お手続きのお知らせ 10月末のステータスは、 ※その他のステータス情報はWEBをご覧ください。	2年4か月となりました。 700円です。 7,006円です。 プラチナステータスです。

No164

NTTファイナンス株式会社 電話料金請求書
(口座振替)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
森口 亨 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年 1月 16日発行)

2021年12月ご請求分	(2022年 1月 4日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	9,477 円
金融機関名 BANK/POST	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税中會納
付につき定
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0078
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の
翌月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祭日の場合は、
翌営業日に振替させていただきます。

社用コード 01517034-E6741478934#

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。)	税区分 TAX
基本使用料 (前)	5,200	利用期間 (11/1~11/30) 戸数: 1台/月	合
基本使用料 (後)	500	(各サービス利用) コネクト基本使用料	合
光回線料 (前)	2,208	光回線料: 0772-62-3763 10月ご利用	合
光回線料 (後)	708	光回線料	合
光回線料 (前)	400	光回線料	合
光回線料 (後)	200	光回線料	合
光回線料 (前)	100	光回線料	合
光回線料 (後)	3	光回線料	合
光回線料 (前)	1	光回線料	合
光回線料 (後)	861	光回線料	合
合計	9,767	合計	合
NTT Eコマ		NTT Eコマ	合
ポイント		ポイント	合

No165

NTTファイナンス株式会社 電話料金振替請求書
(口座振替用紙)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
森口 亨 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年 2月18日発行)

2022年 1月ご請求分	(2022年 1月31日無効)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,078 円
金融機関名	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED] * * *

印紙税申告納
付につき受
領書控え発行

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は遅延利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の
翌月18日に再振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、
翌営業日に振替させていただきます。

社用コード D1615335-E6741510235#

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
◆基本使用料等 (円) 5,200 ◆通話料・通信料 (円) 936 ◆その他ご利用料金等 (円) 708 ◆消費税相当額 (円) 736 ◆合計 8,078	5,200 936 400 200 100 3 1 1 736 8,078	◆ご利用期間 (12/1~12/31) 戸籍・タイプ/西 (参考) ドコモの(利用 ドコモ光電話基本使用料 国内通話料 発信者番号表示 発信者番号表示 追加番号 ユニバーサルサービス料/基本 ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号) 電話リレーサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本 (追加番号) 消費税相当額 (合計) 合計 ◆NTTドコモのお知らせ ○ご利用期間は、12月末まで ○ポイントのお知らせ 12月ご利用分に関する獲得ポイントは、 (ポイント獲得の目安となるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステータジのお知らせ 12月末のステータジは、 最新のステータジ情報はWEBをご確認ください。	光電話番号: 0772-92-9763 11月ご利用分 1. 1番あたり3円のご請求となります 1. 1番あたり3円のご請求となります 1. 1番あたり1円のご請求となります 1. 1番あたり1円のご請求となります 合計表示の料金合計×10% 2年6か月となりました。 700円 7,384円です。 プライナステータジです。

No 167

No 166

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金集約金額収付 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2022年 3月ご請求分	2022年 3月31日(木)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)		7,688円

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
森口 亨 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年 3月14日振替)

前月ご請求金額	7,847円 (税込)
ドコモ光/戸数 継続利用期間は、2月末で 2年 8か月です。 (2022年 2月末現在) ご契約期間は 8か月です。	

2022年 2月ご請求分	(2022年 2月28日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,847円
金融機関名 BANK/POSTOFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	* * *

ポイントのお知らせ
dポイントがたまる・つかえる店のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。皆様よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

印紙税申告納付につき是税額振込事務

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

郵便番号

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 7,688円
(合計) 7,688円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***
振替口座振替
金融機関名: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】
*** ドコモからのお知らせ ***
ユニバーサルサービス制度の料率単価の改定に伴い、2022年1月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号あたり月額3円(税別)から2円(税別)に改定いたしました。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※振替日に振替が出来なかった場合は遅延利息を請求させていただきます。また、口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

社用コード 01620064-E6741514944#

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
◆基本使用料 (円) 5,700 ◆通話料・通線料 (円) 728 ◆その他ご利用料金 (円) 706 ◆消費税 (円) 713 ◆合計 7,847	5,200 0 500 728 400 200 100 2 1 1 713 7,847	◆ご利用期間 (1/14/81) 戸名: タイプA/電 (参考) 下3桁: (未明) ドコモ光電話基本使用料 光電話番号: 0772-62-9763 12月ご利用分 1契約 1番号あたり2円のご請求となります 1番号あたり2円のご請求となります 1番号あたり1円のご請求となります 1番号あたり1円のご請求となります 負担額の税金合計×10% 合計	合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算
		<NTT.ドコモからのお知らせ> ○標準利用期間は、1月まで ○ポイントのお知らせ 1月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント連打の対象となるご利用金額は、 *その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○メッセージのお知らせ 1月末のメッセージは、 残りのメッセージはWEBと連携ください。	2年7か月とさせていただきます。 700円 7,134円です。 プラチナステータスです。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 TAX
◆基本利用料 (円) 5,700	5,200	ご利用期間 (2/1~2/28) 戸数・タイプ/回 (参考) ドコモを1利用 ドコモ光電話基本使用料	光電話番号: 0772-82-3763	法人 組合 個人 その他
◆追加料 (円) 584	584	国内通話料 通話料 ダイヤル料	1月ご利用分	法人 組合 個人 その他
◆その他利用料 (円) 704	400	ユニバーサルサービス料/基本 (追加料) ユニバーサルサービス料/基本 (追加料)	1契約あたり2月のご利用となり 1契約あたり2月のご利用となります	法人 組合 個人 その他
◆その他利用料 (円) 100	100	ユニバーサルサービス料/基本 (追加料)	1契約あたり2月のご利用となり 1契約あたり2月のご利用となります	法人 組合 個人 その他
◆その他利用料 (円) 698	698	通話料 (合計)	合計請求の料金合計×10%	法人 組合 個人 その他
◆合計 7,686	7,686	合計		法人 組合 個人 その他
		<ul style="list-style-type: none"> ◆NTT下りからのお知らせ ○ご利用期間は、2月まで ○ポイントのお知らせ 2月ご利用分に対する賞与ポイントは、800です。 (ポイント獲得の目安にもご利用金額は、6,000円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご覧ください。 ○ステージのお知らせ 2月分のステージは、プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご覧ください。 		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	168		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・英館陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費				
支 払 内 容	コピーチャージ料				
支 払 金 額	14,586円	按分率	90%	計 上 額	13,127円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p>					

領収証

No.

森口亭事務所 様

3 年 7 月 16 日

金額

¥ 14,580

内 但

消費税等

上記正に領収いたしました

現金		
小切手		

OA機器・OA関連用品・文具・事務用品
 スチール製品・学校教材・印鑑
 (電話・FAXで御注文を)

協和事務機

京丹後市久美浜町芦原806
 TEL 85-0612 FAX 85-0140

{{ JISAD0 N778(1000) J6988871



お客様コードNo. 5400

請求書

No. 66867

7/16 ~~27~~

2021年 6月 2日

協和事務機代表 小谷 秀

〒629-3571 京都府京丹後市久美浜町

TEL0772-85-0612 FAX85-0140 有線5458

京都北都信金 久美浜支店 普通 0304492

J A京都 久美浜支店 普通 2426443

京都銀行 久美浜支店 普通 3266687

口座名 小谷秀(オダニシュウ)

協和事務機
66867

森口亨事務所 御中

TEL:

FAX:

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
コピーチャージ料金 モ/カ 3/10-6/1	3,383	枚	3.00	10,149	
カラーコピーチャージ料金	183	枚	17.0	3,111	

摘要:

--	--

(内消費税)	¥1,326
合計	¥14,586

お客様コードNo. 5400

納品書

No. 66867

2021年 6月 2日

協和事務機代表 小谷 秀

〒629-3571 京都府京丹後市久美浜町芦原806

TEL0772-85-0612 FAX85-0140 有線5458

森口亨事務所 御中

TEL:

FAX:

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
コピーチャージ料金 モ/カ 3/10-6/1	3,383	枚	3.00	10,149	
カラーコピーチャージ料金	183	枚	17.0	3,111	

摘要:

--	--

(内消費税)	¥1,326
合計	¥14,586

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	169		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請旅費等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務所</u> ・事務費・人件費				
支払内容	コピーチャージ料				
支払金額	7,472円	按分率	90%	計上額	6,724円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p>					

領収証

No.

森口亭事務所

様

51年9月10日

金額

¥ 7472

包

内

8% (税込・税抜) 金額 消費税額等

10% (税込・税抜) 金額 消費税額等

現金・カード・()

〒118A00N770(500) 別 J837000

100-ヤ・送料

上記金額に領収いたしました

OA機器・OA関連用品・文具・事務用品
スチール製品・学校教材・印機
(電話・FAXで御注文を)

協和事務機

京丹後市久美浜町菅原806
TEL0772(85)0612 FAX0772(85)0140

登録番号



お客様コードNo. 5400

請求書

No. 67007

627-0005

2021年 9月 2日

京都府京丹後市峰山町新町1919-3

協和事務機代表 小谷 秀 
 〒629-3571 京都府京丹後市久美浜町芦原806
 TEL0772-85-0612 FAX85-0140 有線5458
 京都北都信金 久美浜支店 普通 0304492
 J A 京都 久美浜支店 普通 2426443
 京都銀行 久美浜支店 普通 3266687
 口座名 小谷秀(オダニシユウ)

森口亨事務所 御中

TEL:0772-62-3763

FAX:0772-62-3817

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
コピーチャージ料金 モノカ 6/1-9/1	1,794	枚	3.00	5,382	
カラーコピーチャージ料金	83	枚	17.0	1,411	

摘要:

(内消費税) ¥679
 合計 ¥7,472

お客様コードNo. 5400

納品書

No. 67007

627-0005

2021年 9月 2日

京都府京丹後市峰山町新町1919-3

協和事務機代表 小谷 秀
 〒629-3571 京都府京丹後市久美浜町芦原806
 TEL0772-85-0612 FAX85-0140 有線5458

森口亨事務所 御中

TEL:0772-62-3763

FAX:0772-62-3817

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
コピーチャージ料金 モノカ 6/1-9/1	1,794	枚	3.00	5,382	
カラーコピーチャージ料金	83	枚	17.0	1,411	

摘要:

(内消費税) ¥679
 合計 ¥7,472

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

職員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	170		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費				
支 払 内 容	コピーチャージ料				
支 払 金 額	9,220円	按分率	90%	計 上 額	8,298円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p>					

領収証

No. _____

森口亭事務所様 令和5年12月8日

金額

79220

但 □

内

8%(税込・税込)金額 消費税額等

10%(税込・税込)金額 消費税額等

現金・カード：()

※HISAGON77800001 J637869

正に領収いたしました

OA機器・OA関連用品・文具・事務用品
スチール製品・学校教材・印鑑
(電話・FAXで御注文を)

協和事務機

京丹後市久美浜町芦原806
TEL0772(85)0612 FAX0772(85)0140



登録番号

お客様コードNo. 5400

請求書

No. 67128

627-0005

2021年12月2日

京都府京丹後市峰山町新町1919-3

協和事務機代表 小谷 秀
〒629-3571 京都府京丹後市久美浜町芦原806

森口亨事務所 御中

TEL0772-85-0612 FAX85-0140 有線5458

TEL:0772-62-3763

FAX:0772-62-3817

京都北都信金 久美浜支店 普通 0304492

J A京都 久美浜支店 普通 2426443

京都銀行 久美浜支店 普通 3266687

口座名 小谷秀(オダニシユウ)

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
コピーチャージ料金 モノカ 9/1-12/1	1,740	枚	3.00	5,220	
カラーコピーチャージ料金	186	枚	17.0	3,162	

摘要:

(内消費税)	¥838
合計	¥9,220

お客様コードNo. 5400

納品書

No. 67128

627-0005

2021年12月2日

京都府京丹後市峰山町新町1919-3

協和事務機代表 小谷 秀
〒629-3571 京都府京丹後市久美浜町芦原806

森口亨事務所 御中

TEL0772-85-0612 FAX85-0140 有線5458

TEL:0772-62-3763

FAX:0772-62-3817

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
コピーチャージ料金 モノカ 9/1-12/1	1,740	枚	3.00	5,220	
カラーコピーチャージ料金	186	枚	17.0	3,162	

摘要:

(内消費税)	¥838
合計	¥9,220

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	171		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・奨励陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費				
支払内容	コピーチャージ料				
支払金額	8,409円	按分率	90%	計上額	7,568円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

領収証

No.

森口 亨 様

4 年 3 月 5 日

金額

¥ 8409

但 □

内

8% (税込・税抜) 金額 消費税額等

10% (税込・税抜) 金額 消費税額等

現金・カード・()

TEL 0772(85)0612 FAX 0772(85)0140

協和事務機

OA機器・OA関連用品・文具・事務用品
スチール製品・学校教材・印鑑
(電話・FAXで御注文を)

協和事務機

京丹後市久美浜町芦原808
TEL 0772(85)0612 FAX 0772(85)0140

登録番号



お客様コードNo. 5400

請 求 書

No. 67313

627-0005

2022年 2月28日

京都府京丹後市峰山町新町1919-3

協和事務機代表 小谷 秀

〒629-3571 京都府京丹後市久美浜町芦原80

TEL0772-85-0612 FAX85-0140 有線5458

森口亨事務所 御中

京都北都信金 久美浜支店 普通 0304492

J A京都 久美浜支店 普通 2426443

京都銀行 久美浜支店 普通 3266687

口座名 小谷秀(オダニシユウ)

TBL:0772-62-3763

FAX:0772-62-3817

品 番・品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コピーチャージ料金 モノクロ 12/1-2/28	1,585	枚	3.00	4,755	
カラーコピーチャージ料金	170	枚	17.0	2,890	

摘要:

(内消費税)	¥764
合 計	¥8,409

お客様コードNo. 5400

納 品 書

No. 67313

627-0005

2022年 2月28日

京都府京丹後市峰山町新町1919-3

協和事務機代表 小谷 秀

〒629-3571 京都府京丹後市久美浜町芦原80

TEL0772-85-0612 FAX85-0140 有線5458

森口亨事務所 御中

TBL:0772-62-3763

FAX:0772-62-3817

品 番・品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コピーチャージ料金 モノクロ 12/1-2/28	1,585	枚	3.00	4,755	
カラーコピーチャージ料金	170	枚	17.0	2,890	

摘要:

(内消費税)	¥764
合 計	¥8,409

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	172		
費 目	調査研究費・研修費・広報広聴費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費				
支 払 内 容	コピー用紙				
支 払 金 額	2,250円	按分率	90%	計 上 額	2,025円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p>					

領収証

No.

新 口 様 〇〇年 10月 28日

金額 2250-

但 飲食料品等(軽減税率対象) AC=にて明細の
上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税法)金額 消費税額等

10%(税込・税法)金額 消費税額等

カード ()

11515001778

登録番号

イ ケ タ
京都府京丹後市久美浜町1-1-1
TEL(0772)82-0
FAX(0772)82-1

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	173		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所・事務費・ <u>事務費</u> ・人件費				
支 払 内 容	事務用消耗品 インクカートリッジ				
支 払 金 額	4,868円	按分率	90%	計 上 額	4,381円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p>					

Joshin

領収証

森口亭 様	2021年12月28日		No.1001133587	
	14 入金	社 会 0000000000	取 引 番 号	ター ミ ナル 番 号

領収金額	百万	千	円
		4,	868

うち
消費 (442)
税等
10%
対象 (5,038) 10%消費税 (442)
額

上記金額正に領収致しました。

但し 商品代金として

金種内訳 1.現金 () ②クレジットカード ()
3.デビット () 4.その他 ()
5.ギフト ()
現金(デビット含む)及び金券等に含まれる消費税等

領収	担当者コード	担当者	販売店コード	店名
0000000000		自動		

入金内訳	注文番号	合計ご入金額	売上種別	照合
	0049227217	14,868		

毎度お引き立てに預かりましてまことにありがとうございます。
ご入金内容につきましてご不明な点がございましたら下記の領収部署へ、
商品につきましてはお買いあげの店へお問い合わせ下さい。
尚、本証は、金額の抹消、訂正されたものは無効となります。
クレジットカードご利用の場合は、収入印紙は不要となっております。
上新電機株式会社

上新電機株式会社 Joshin web 事務局 TEL 06-6633-1111 (10:00-19:00) 〒556-0011 大阪市浪速区難波中3-1-15 ジョーシンなんばビル7F

1. 領収証の但し書きについて
但し書きは、「商品代金」として記載いたします。但し書きの指定は承っておりません。

2. 領収証の日付について
○ 代金引換(代引き)の場合は、商品到着日となります。
(代金引換の場合の領収証は、お支払いの際に配送業者が領収証を発行いたします。)
○ コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、ご入金日となります。
(領収証は、お支払いいただいたコンビニエンスストアで発行いたします。)
○ クレジットカードでのお支払いの場合は、商品出荷準備完了日となります。
(クレジットカードご利用の場合は、収入印紙は不要となっております。)

3. その他
領収証記載の金額は、ポイントご利用額を除くお支払いの金額とさせていただきます。

イリジエートアライナ

117

カラ × 1

黒 × 1

***** ユトリ *****

人 件 費

雇 用 契 約 書

ふりがな 氏名		生 年 月 日
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2021 年 4 月 1 日 から 2022 年 3 月 31 日まで	
就 業 場 所	京都府京丹後市峰山町新町 1919-3 森口とおる議員事務所	
仕 事 内 容	政務活動に係る補助	
就 業 時 間 (休 憩 時 間)	(午前) ・ 午後 9 時 00 分から (午後) 午前 ・ (午後) 5 時 00 分まで (休 憩 時 間 は 12 時 00 分 から 13 時 00 分)	
休 日	土、日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇	
給 与 (賃 金)	月額 170,000 円 (毎月 20 時間の残業代を含む) 通勤手当 月額 12,000 円 (片道 16.0km)	
給 与 支 払	当月分を当月末日に支払	
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2021 年 4 月 1 日		
雇 用 者	京都府議会議員 森口 亨	
被雇用者		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

職員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	174 ~ 185
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請接待等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	従業員給料(令和3年4月~令和4年3月分)		
支払金額	1,815,632円	按分率	90% 計上額 1,634,068円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考	支払金額は、諸控除を除く。 R3.4-7:147,648円/月、R3.8-R4.3:153,130円/月		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

D 3- 4-28	179-271	147,648	No 174
D 3- 5-31	179-271	147,648	No 175
D 3- 6-25	179-271	147,648	No 176
D 3- 7-28	179-271	147,648	No 177
D 3- 8-27	179-271	153,130	No 178
D 3- 9-25	179-271	153,130	No 179
D 3-10-28	179-271	153,130	No 180
D 3-11-27	179-271	153,130	No 181
D 3-12-25	179-271	153,130	No 182
D 4- 1-27	179-271	153,130	No 183
D 4- 2-25	179-271	153,130	No 184
D 4- 3-26	179-271	153,130	No 185

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2021年(西暦) 4月分		氏名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 無職(口生計同一) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
2	金							
3	土							
4	日							
5	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
6	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
7	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
8	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
9	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
10	土							
11	日							
12	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
13	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
14	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
15	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
16	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
17	土							
18	日							
19	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
20	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
21	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
22	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
23	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
24	土							
25	日							
26	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
27	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
28	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
29	木							
30	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
計		20 日間勤務(D)		(A)	140:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。		議員名		森口 亨				
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		140 時間		×	単価	円	=	0 円 (B)
① 月額の場合							=	170,000 円 (B)
② 時間外勤務手当等 (A')		0.0 時間		×	単価	円	=	0 円 (C)
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		20 日		×	単価	円	=	0 円 (E)
③ " 月額の場合							=	12,000 円 (E)
④ 総支給額							=	(B) + (C) + (E) = 182,000 円 (F)
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) -		34,352 円 (G)		所得税・住民税・保険料等本人負担額		= 147,648 円 (H)		
金 147,648 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2021年 4月28日						
		氏名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		147,648 円		×	按分率	90 %	=	132,883 円 (I)
○ 保険料等雇用主負担額		33,626 円		×	按分率	90 %	=	30,263 円 (J)
○ 諸控除額 (G)		34,352 円		×	按分率	90 %	=	30,916 円 (K)
○ 政務活動費充当額の計							=	(I) + (J) + (K) = 194,062 円

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2021 年(西暦) 5 月分		氏 名		職員との 関 係		□親族(口生計同一 □その他) □関係会社等の役員・社員 □上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月							
4	火							
5	水							
6	木							
7	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
8	土							
9	日							
10	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
11	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
12	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
13	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
14	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
15	土							
16	日							
17	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
18	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
19	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
20	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
21	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
22	土							
23	日							
24	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
25	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
26	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
27	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
28	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
29	土							
30	日							
31	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
計		17 日間勤務 (D)		(A)	119:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				職員名	森口 亨			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[119 時間] × [単価		円] =	0 円 (B)			
①' 月額の場合					170,000 円 (B)			
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価		円] =	0 円 (C)			
③ 通勤手当・日給の場合 (D)		[17 日] × [単価		円] =	0 円 (E)			
③' 月額の場合					12,000 円 (E)			
④ 総支給額				(B) + (C) + (E) =	182,000 円 (F)			
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [34,352 円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額) =		147,648 円 (H)				
金 147,648 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2021 年 5 月 31 日						
		氏 名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[147,648 円] × [按分率		90 %] =	132,883 円 (I)			
○ 保険料等雇用主負担額		[33,626 円] × [按分率		90 %] =	30,263 円 (J)			
○ 諸控除額 (G)		[34,352 円] × [按分率		90 %] =	30,916 円 (K)			
○ 政務活動費充当額の計				(I) + (J) + (K) =	194,062 円			

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2021年(平成) 6月分		氏名			議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員 (口在計画 - 口子の他) <input type="checkbox"/> 株式会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
2	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
3	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
4	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
5	土							
6	日							
7	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
8	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
9	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
10	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
11	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
12	土							
13	日							
14	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
15	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
16	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
17	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
18	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
19	土							
20	日							
21	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
22	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
23	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
24	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
25	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
26	土							
27	日							
28	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
29	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
30	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
計		22 日勤務 (D)		(A)	154:00	計	(A')	0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	森口 亨			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)	[154 時間	×	[単価	円]	=	0 円 (B)	
① 月額の場合							170,000 円 (B)	
② 時間外勤務手当等 (A')	[0.0 時間	×	[単価	円]	=	0 円 (C)	
③ 通勤手当・日額の場合 (D)	[22 日	×	[単価	円]	=	0 円 (E)	
③ " 月額の場合							12,000 円 (E)	
④ 総支給額						(B) + (C) + (E) =	182,000 円 (F)	
【実支給額(総支給額-随控除額)の計算】								
(F) - [34,352 円 (G)	(所得税・住民税、保険料等本人負担額) =	147,648 円 (H)					
金 147,648 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2021年6月25日						
		氏名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)	[147,648 円	×	[按分率	90 %]	=	132,883 円 (I)	
○ 保険料等雇用主負担額	[33,626 円	×	[按分率	90 %]	=	30,263 円 (J)	
○ 随控除額 (G)	[34,352 円	×	[按分率	90 %]	=	30,916 円 (K)	
○ 政務活動費充当額の計						(I) + (J) + (K) =	194,062 円	

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2021年(西暦) 7月分		氏名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 株式会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
2	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
3	土							
4	日							
5	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
6	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
7	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
8	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
9	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
10	土							
11	日							
12	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
13	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
14	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
15	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
16	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
17	土							
18	日							
19	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
20	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
21	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
22	木							
23	金							
24	土							
25	日							
26	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
27	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
28	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
29	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
30	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
31	土							
計		20 日間勤務 (D)		(A)	140:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 森口 亨								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [140 時間] × [単価] 円 = 0 円 (B)								
①' 月額の場合 [170,000] 円 (B)								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価] 円 = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日給の場合 (D) [20 日] × [単価] 円 = 0 円 (E)								
③' " 月額の場合 [12,000] 円 (E)								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 182,000 円 (F)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [34,352 円 (G)] (所得税・住民税・保険料等本人負担額) = 147,648 円 (H)								
金 147,648 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 2021年7月28日				
氏名								
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [147,648 円] × [控分率 90 %] = 132,883 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [33,626 円] × [控分率 90 %] = 30,263 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [34,352 円] × [控分率 90 %] = 30,916 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 194,062 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2021 年(西暦)		氏 名		職員との関係		備考(時間外勤務等)		
8 月分								
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
3	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
4	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
5	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
6	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
7	土							
8	日							
9	月							
10	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
11	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
12	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
13	金							
14	土							
15	日							
16	月							
17	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
18	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
19	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
20	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
21	土							
22	日							
23	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
24	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
25	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
26	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
27	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
28	土							
29	日							
30	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
31	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
計		19 日間勤務(D)		(A)	133:00	計 (A')		0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。 職員名 森口 亨

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [133 時間] × [単価 円] = 0 円 (B)

① 月額の場合 [170,000] 円 (B)

② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)

③ 通勤手当・日額の場合(D) [19 日] × [単価 円] = 0 円 (E)

③ * 月額の場合 [12,000] 円 (E)

④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 182,000 円 (F)

【実支給額(総支給額-控除額)の計算】

(F) - [28,870 円(G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額)] = 153,130 円 (H)

左記金額を確かに領収致しました。
2021 年 8月 27日

金 153,130 円 (H) 氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額(H) [153,130 円] × [按分率 90 %] = 137,817 円 (I)

○ 保険料等雇用主負担額 [27,810 円] × [按分率 90 %] = 25,029 円 (J)

○ 控除額 (G) [28,870 円] × [按分率 90 %] = 25,983 円 (K)

○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 188,829 円

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2021年(西暦) 9月分		氏名		職員との関係		<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 労働者等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
2	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
3	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
4	土							
5	日							
6	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
7	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
8	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
9	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
10	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
11	土							
12	日							
13	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
14	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
15	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
16	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
17	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
18	土							
19	日							
20	月							
21	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
22	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
23	木							
24	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
25	土							
26	日							
27	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
28	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
29	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
30	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
計		20日間勤務(D)		(A)	140:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				職員名	森口 亨			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [140 時間] × [単価] 円 = 0 円 (B)								
①' 月額の場合 [170,000] 円 (B)								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価] 円 = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合(D) [20 日] × [単価] 円 = 0 円 (E)								
③' " 月額の場合 [12,000] 円 (E)								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 182,000 円 (F)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [28,870 円(G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額)] = 153,130 円 (H)								
金 153,130 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 2021年9月26日				
				氏名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H) [153,130 円] × [按分率 90 %] = 137,817 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [27,810 円] × [按分率 90 %] = 25,029 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [28,870 円] × [按分率 90 %] = 25,983 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 188,829 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2021年(西暦) 10月分		氏名			議員との関係	<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口子の他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
2	土							
3	日							
4	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
5	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
6	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
7	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
8	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
9	土							
10	日							
11	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
12	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
13	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
14	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
15	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
16	土							
17	日							
18	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
19	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
20	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
21	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
22	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
23	土							
24	日							
25	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
26	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
27	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
28	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
29	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
30	土							
31	日							
計		21 日間勤務 (D)		(A)	147:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 森口 亨								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [147 時間] × [単価] 円 = 0 円 (B)								
①' 月額の場合 [170,000] 円 (B)								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価] 円 = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日当の場合 (D) [21 日] × [単価] 円 = 0 円 (E)								
③' " 月額の場合 [12,000] 円 (E)								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 182,000 円 (F)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [28,870 円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額)] = 153,130 円 (H)								
金 153,130 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 2021年10月28日				
氏名								
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [153,130 円] × [按分率 90 %] = 137,817 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [27,810 円] × [按分率 90 %] = 25,029 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [28,870 円] × [按分率 90 %] = 25,983 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 188,829 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2021年(西暦) 11月分		氏名	[Redacted]		職員との関係	<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 同業会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月							
2	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
3	水							
4	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
5	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
6	土							
7	日							
8	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
9	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
10	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
11	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
12	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
13	土							
14	日							
15	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
16	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
17	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
18	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
19	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
20	土							
21	日							
22	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
23	火							
24	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
25	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
26	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
27	土							
28	日							
29	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
30	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
計		19日間勤務(D)		(A)	133:00	計	(A')	0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。		職員名	森口 亨					
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[133 時間]	×	[単価	円]	=	0 円 (B)
①' 月額の場合							=	170,000 円 (B)
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間]	×	[単価	円]	=	0 円 (C)
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		[19 日]	×	[単価	円]	=	0 円 (E)
③' // 月額の場合							=	12,000 円 (E)
④ 総支給額						(B) + (C) + (E) =	182,000 円 (F)	
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
		(F) - [28,870 円 (G)	(所得税・住民税・保険料等本人負担額) =	153,130 円 (H)			
金 153,130 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2021年11月27日						
		氏名 [Redacted]						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H)		[153,130 円]	×	[按分率	90 %]	=	137,817 円 (I)
○ 保険料等雇用主負担額		[27,810 円]	×	[按分率	90 %]	=	25,029 円 (J)
○ 諸控除額 (G)		[28,870 円]	×	[按分率	90 %]	=	25,983 円 (K)
○ 政務活動費充当額の計						(I) + (J) + (K) =	188,829 円	

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2021年(西暦) 12月分		氏名	[Redacted]		職員との関係	<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間	
1	水	9:00	17:00	1:00	7:00				
2	木	9:00	17:00	1:00	7:00				
3	金	9:00	17:00	1:00	7:00				
4	土								
5	日								
6	月	9:00	17:00	1:00	7:00				
7	火	9:00	17:00	1:00	7:00				
8	水	9:00	17:00	1:00	7:00				
9	木	9:00	17:00	1:00	7:00				
10	金	9:00	17:00	1:00	7:00				
11	土								
12	日								
13	月	9:00	17:00	1:00	7:00				
14	火	9:00	17:00	1:00	7:00				
15	水	9:00	17:00	1:00	7:00				
16	木	9:00	17:00	1:00	7:00				
17	金	9:00	17:00	1:00	7:00				
18	土								
19	日								
20	月	9:00	17:00	1:00	7:00				
21	火	9:00	17:00	1:00	7:00				
22	水	9:00	17:00	1:00	7:00				
23	木	9:00	17:00	1:00	7:00				
24	金	9:00	17:00	1:00	7:00				
25	土								
26	日								
27	月	9:00	17:00	1:00	7:00				
28	火	9:00	17:00	1:00	7:00				
29	水								
30	木								
31	金								
計		20 日間勤務 (D)		(A)	140:00	計 (A')		0:00	
上記のとおり勤務したことを証明します。					職員名	森口 亨			
【総支給額の計算】									
① 時給の場合 (A)	[140 時間	×	[単価	円] =	0	円 (B)		
① 月額の場合						170,000			
② 時間外勤務手当等 (A')	[0.0 時間	×	[単価	円] =	0	円 (C)		
③ 通勤手当・日給の場合(D)	[20 日	×	[単価	円] =	0	円 (E)		
③' // 月額の場合						12,000			
④ 総支給額					(B) + (C) + (E) =	182,000	円 (F)		
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】									
(F) - [28,870 円 (G)	(所得税・住民税・保険料等本人負担額) =	153,130	円 (H)					
金	153,130	円 (H)	左記金額を確かに領収致しました。						
		2021年12月25日							
		氏名 [Redacted]							
【政務活動費充当額の計算】									
○ 給与 実支給額(H)	[153,130 円	×	[按分率	90 %] =	137,817	円 (I)		
○ 保険料等雇用主負担額	[27,810 円	×	[按分率	90 %] =	25,029	円 (J)		
○ 諸控除額 (G)	[28,870 円	×	[按分率	90 %] =	25,983	円 (K)		
○ 政務活動費充当額の計				(I) + (J) + (K) =	188,829	円			

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2022 年(西暦) 1 月分		氏 名		議員との 関 係		□ 職員 (口正社員一 □その他) □ 関連会社等の役員・社員 ■ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月							
4	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
5	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
6	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
7	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
8	土							
9	日							
10	月							
11	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
12	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
13	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
14	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
15	土							
16	日							
17	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
18	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
19	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
20	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
21	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
22	土							
23	日							
24	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
25	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
26	水							
27	木							
28	金							
29	土							
30	日							
31	月							
計		15 日間勤務 (D)		(A)	105:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	森口 亨			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[105 時間] × [単価		円] =	0 円 (B)			
①' 月額の場合					170,000 円 (B)			
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価		円] =	0 円 (C)			
③ 通勤手当・日給の場合 (D)		[15 日] × [単価		円] =	0 円 (E)			
③' " 月額の場合					12,000 円 (E)			
④ 総支給額					(B) + (C) + (E) = 182,000 円 (F)			
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [28,870 円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) =		153,130 円 (H)				
金 153,130 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 2022 年 1 月 27 日				
				氏 名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[153,130 円] × [按分率		90 %] =	137,817 円 (I)			
○ 保険料等雇用主負担額		[27,810 円] × [按分率		90 %] =	25,029 円 (J)			
○ 諸控除額 (G)		[28,870 円] × [按分率		90 %] =	25,983 円 (K)			
○ 政務活動費充当額の計					(I) + (J) + (K) = 188,829 円			

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2022年(西暦) 2月分		氏名		議員との関係		口親族(口生計同一) 口その他 口議員会社等の役員・社員 口上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火							
2	水							
3	木							
4	金							
5	土							
6	日							
7	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
8	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
9	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
10	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
11	金							
12	土							
13	日							
14	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
15	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
16	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
17	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
18	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
19	土							
20	日							
21	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
22	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
23	水							
24	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
25	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
26	土							
27	日							
28	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
計		14日間勤務(D)		(A)	98:00	計 (A')		0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 森口 亨

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [98 時間] × [単価] 円 = 0 円 (B)
① 月額の場合 [170,000] 円 = 170,000 円 (B)
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価] 円 = 0 円 (C)
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [14 日] × [単価] 円 = 0 円 (E)
③ # 月額の場合 [12,000] 円 = 12,000 円 (E)
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 182,000 円 (F)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】
(F) - [28,870 円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額)] = 153,130 円 (H)

金 153,130 円 (H) 左記金額を確かに領収致しました。
2022年 2月 26日
氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額 (H) [153,130 円] × [按分率 90 %] = 137,817 円 (I)
○ 保険料等雇用主負担額 [27,810 円] × [按分率 90 %] = 25,029 円 (J)
○ 諸控除額 (G) [28,870 円] × [按分率 90 %] = 25,983 円 (K)
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 188,829 円

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2022年(西暦) 3月分		氏名		職員との関係		<input type="checkbox"/> 職員 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
2	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
3	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
4	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
5	土							
6	日							
7	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
8	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
9	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
10	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
11	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
12	土							
13	日							
14	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
15	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
16	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
17	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
18	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
19	土							
20	日							
21	月							
22	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
23	水							
24	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
25	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
26	土							
27	日							
28	月	9:00	17:00	1:00	7:00			
29	火	9:00	17:00	1:00	7:00			
30	水	9:00	17:00	1:00	7:00			
31	木	9:00	17:00	1:00	7:00			
計		21 日間勤務 (D)		(A)	147:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				職員名	森口 亨			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[147 時間] × [単価		円] =	0 円 (B)			
② 月額の場合					170,000 円 (B)			
③ 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価		円] =	0 円 (C)			
④ 通勤手当・日額の場合 (D)		[21 日] × [単価		円] =	0 円 (E)			
⑤ " 月額の場合					12,000 円 (E)			
⑥ 総支給額				(B) + (C) + (E) =	182,000 円 (F)			
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
		(F) - [28,870 円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額)] =		153,130 円 (H)				
金 153,130 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 2022年 3月 26日				
				氏名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[153,130 円] × [按分率		90 %] =	137,817 円 (I)			
○ 保険料等雇用主負担額		[27,810 円] × [按分率		90 %] =	25,029 円 (J)			
○ 諸控除額 (G)		[28,870 円] × [按分率		90 %] =	25,983 円 (K)			
○ 政務活動費充当額の計				(I) + (J) + (K) =	188,829 円			

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	186 ~ 197		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費				
支払内容	従業員源泉徴収所得税(令和3年4月~令和4年3月分)				
支払金額	32,840円	按分率	90%	計上額	29,556円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	R3.4-7: 2,610円/月、R3.8-R4.3: 2,800円/月				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

国税収納金整理資金

領 収 証

Nd 86

[Redacted area]

	千	百	十	千	百	十	百	十	百	十
本 税							2	6	1	0
附加税										
加算税										
利 税										
延 滞 税										
合 計 額							2	6	1	0

納期等の区分
 (自)令和3年4月
 (至)
 申告区分 その他
 種別 回数

住所 (所在地)
 京丹後市峰山町新町1919

氏名 (法人名)
 森口 孝

◎この領収証は至税局・税務署内で領収した基金の様式となります。

支払金額										
支払手数料										

(領収日付月)
 峰山税務署
 9.4.26
 国税収納官吏
 領収

(取扱時間) 13:08 (担当者コード) 003
 (領収証番号) A2104260001

(現金) 5,010円
 (振込) 2,610円 (控引) 2,400円

◎ **ダイレクト納付を是非ご利用ください。**

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単にネット納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付月を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書が1.0カードリーダーは不要です。
- ・税務署や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- ・税務署が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

ご利用には事前の届出が必要です。

○ **例えばこのような使い方が便利です!**

- ・毎月の徴収高計算書を手紙で送付した後、簡易な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送付にもダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特にお勧めです。

国税庁 国庫金

領収証書

〒110-0780 東京都千代田区千代田 1-10-0780

〒032309 東京都中央区新富町 3-03-032309

名称・納税等 の(領収書) (納税)	03104	170000	2610
日にお款者の 資金			
五厘手当て			
税理士等の 報酬			
貸付金等			
以上の要領 記載年月日			

住所 (郵便番号) 627-0005 (電話番号) 京丹後市峰山町新町 1919-3

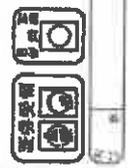
氏名 森口 亨 郵便番号

年次加算による 不足税額			
年次加算による 超過税額			
本 税			2610
延 滞 税			
合計額			2610

日本銀行(本店・支店・代理店・納入代理店(郵便局を
含む))又は郵便局の郵便日付印が押されているから
印がゆください。

05225 110 07808987

納税等の区分
令和 年 月 日
03104
支払分限額印
及び納税印を捺す



(郵便日付印)
3.4.26
左記の合計額を併記しました。

納期等の区分
 (自)令和 3年 5月
 (至)
 申告区分 その他
 順位 回数
 左記の合計額を徴収しました

[Redacted]

	千	百	十	百	十	千	百	十	円
本 税						2	8	1	0
附加徴収									
加算税									
納付手続料									

住所 (所在地)
 京丹後市峰山町新町1919-3

氏名 (法人名)
 森口 孝
 様 (御中)

(取扱時間) 14:07 (担当者コード) 001
 (領収証番号) A2105250005

◎この領収証は国税局・税務署内で徴収した場合の様式となります。

(現金) 10,610円
 (振込計) 2,610円 (差引) 8,000円



◎ ネット納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単にネット納付できます。
 詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付日指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書やICカードリーダーは不要です。
- ・金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

◎ 例えばこのような使い方が便利です!

- ・毎月の徴収高計算書をダウンロードして送信した後、簡単に操作してダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にもダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすです。

No.188

国税収納金整理資金

領 収 証

[Redacted]

住所(所在地)
茨城県市峰山町新町1919

氏名(法人名)
森口 孝
様(御中)

(取扱時間) 12:58 (担当者コード) 002
(領収証番号) A2196290012

	千	百	十	千	百	十	千	百	十	円
本税(国税)							2	6	1	0
附加税(国税)										
附加税(県)										
附加税(市)										
利息(税)										
合計							2	6	1	0

◎この領収証は、国税局・税務署内で領収した場合の格式となります。

[Redacted]										
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

(現金) 3,110円
(領収計) 2,610円 (差引) 500円

領収番号 0780-8967
納期等の区分
自 令和 3年 6月
(至)
申告区分 その他
属性 国庫



◎ デイレクト納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単に操作で納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書やICカードリーダーは不要です。
- ・金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- ・担当者が納税者に代わって納付手続きを行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です!

- ・毎月の徴収高計算書を1冊で送信した後、簡単に操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にもダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすです。

国税収納金整理資金

領 収 証

No 90

[Redacted]

	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	円
本 税							2	8	0	0	
地方教育税											
加算税											
利子・料											
延滞税											
合計額							2	8	0	0	

整理番号 0780-8987
 納期限の区分
 (自) 令和 3年 8月
 (至)
 管区分 その他
 種別 徴収

住所(所在地) 京丹後市峰山町新町1919-3

氏名(法人名) 株式会社

(取扱時間) 13:50 (担当者コード) 002 (領収証番号) A2108310001

◎この領収証は国税局・税務署内で徴収した場合の格式となります。

現金	5,000円
領収計	2,800円 (差引) 2,200円



◎ 電子レシート納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単に簡単で納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書や1.6カードリーダーは不要です。
- ・税務署や税務者の窓口に出向く必要がありません。
- ・事業者が納税者に代わって納付手続きを行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要で

○ 例えばこのような使い方が便利です!

- ・毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単に操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にもダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特にお得です。

国税収納金整理資金

領 収 証

No. 191

納税者
住所
〒114-8501
東京都葛飾区新小岩1-1-1

住所 (所在地)
京丹後市峰山町新町1919

氏名 (法人名)
森口 様 (御中)

(取扱時期) 18:07 (担当者コード) 001
(領収証番号) A2109280002

	千	百	十	百	十	万	千	百	十	円
本 金 租 税						2	8	0	0	
加 算 税										
加 算 税										
利 子 税										
延 滞 税										
合 計 額						2	8	0	0	

◎この領収証は国税局・税務署内で領収した場合の形式となります。

現金	3,000円
振込	2,800円
納付	200円

管理番号
0780-8987

納期等の区分
(自)令和3年9月
(至)

申告区分 その他
戻金



◎ 電子レシート納付を是非ご利用ください。

- 自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単に操作で納付できます。
- 詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。
- 即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- 電子証明書が1枚のカードリーダーは不要です。
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- 税務署が納税者に代わって納付手続きを行うことも可能です。
- インターネットバンキングの契約は不要です。
- 納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

◎ 例えばこのような使い方が便利です！

- 毎月の徴収高計算書を1枚で送信した後、簡単に操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にもダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめです。

国税収納金整理資金

領 収 証

No. 492

千円 税額等
R.3 峰山税務署
源泉所得税及復興特別所得税

住所(所在地)
京丹後市峰山町新町1919-3

氏名(法人名)
森口 孝
様(御中)

(取扱時間) 13:39 (担当者コード) 002
(領収証番号) A2110260001

	千	百	十	百	十	万	千	百	十	円
本 税							2	8	0	0
加算税										
加算税										
控除税										
合 計							2	8	0	0

◎この領収証書は簡易納税・税務署内で領収した場合の様式となります。

現金	30,000円
領収証	2,800円 (差引) 7,200円

国税番号 0780-8987
納期等の区分
(自)令和 3年10月
(至)
申告区分 その他
種別 国庫
左記の合計額を納税
(領収日付)
峰山税務署
3.10.26
国税収納官 領収

◎ ネット納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単に電子納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付月を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書やICカードリーダーが不要です。
- ・金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- ・事業者が納税者に代わって納付手続きを行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。
- ・利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です!

- ・毎月の徴収高計算書をネットで送信した後、簡単に操作でネット納付ができます。徴収高計算書の送信にもネット納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめです。

国税収納金整理資金

領 取 証 書

No. 493

氏名 税務番号
 山形 隆夫
 税務番号
 0780-8987

	千	百	十	万	千	百	十	円
納税額				2	8	0	0	
加算税								
加算税								
延滞加算税								
合計額				2	8	0	0	

納期等の区分
 (自) 令和 3年11月
 (至)

納付区分 其他
 納付 回数

住所 (所在地)
 京丹後市峰山町新町1919-3

氏名 (法人名)
 森口 洋
 様 (御中)

この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の格式となります。

内証金
 現金
 3,000円
 (領収計) 2,800円 (差引) 200円



(取扱時間) 12:47 (担当者コード) 001
 (領収証書番号) A2111240001

◎ **ネット納付を是非ご利用ください。**

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単にネット納付ができます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

・即時又は納付日を指定して納付することが可能です。

・電子証明書やICカードリーダーは不要です。

・お持ち帰りや税務署の窓口に出向く必要はありません。

・お預金が納税者に代わって納付手続きを行うことも可能です。

・インターネットバンキングの実施は不要です。

・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

◎ **例えばこのような使い方が便利です!**

・毎月の徴収高計算書を1回で送信した後、簡単に操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にも

ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすです。

年度 税務番号
R 3 峰山税務署

税目
源泉所得税及復興特別所得税

住所(所在地)
静岡県峰山市新町1919

氏名(法人名)
森口 様

	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	円
本 税							¥ 2 8 0 0				
重加算税											
加算税											
印子税											
延滞税											
合計額							¥ 2 8 0 0				

口座番号 0780-8987
 納期等の区分
 (自)令和 3年12月
 (至)
 納付区分 其他
 期日 回数

上記の合計額と領収しました

(領収金付印)
 峰山税務署
 3.12.23
 国税収納官 領収

この領収証は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

現金受領											
振替受領											

(取扱時間) 10:18 (担当者コード) 001 (現金) 3,000円
 (領収証番号) 42112210001 (領収計) 2,800円 (差引) 200円

◎ ネット納付を是非ご利用ください。

- ・自宅のパソコンにインターネットを接続できるパソコンがあれば、簡単に銀行で納付できます。
- ・詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.go.jp)をご覧ください。
- ・期日又は納付日を指定した納付することが可能です。
- ・電子証明書や1対1のドキュメントライブラリが標準で付いており、印刷機や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- ・税務署が納税者に代わって納付手続きを行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの機能は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。
- ・電子利用には事前の届出が必要です。

◎ 例えばこのような使い方が便利です!

・毎月の徴収高計算書をメールで送信した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にもダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特にお付けします。

国庫金

32301

納税・納金等	031122
日本国債(国債)	
日債安売等の 利息	
各種手当等	
給付金等の 納付	
徴収費等	
納上の支払 伝票年月日	

00035859

納税・納金等	110
日本国債(国債)	
日債安売等の 利息	
各種手当等	
給付金等の 納付	
徴収費等	
納上の支払 伝票年月日	

07808987

納税・納金等	2800
日本国債(国債)	
日債安売等の 利息	
各種手当等	
給付金等の 納付	
徴収費等	
納上の支払 伝票年月日	

納税等の区分
令和 年 月 日
03/12
支払分限額が超過
及び超過額超過



(納税日)
3 12 24
左記の合計額を徴収しました。

国庫金

住所 (納税者) 東京都千代田区千代田 1-1-1

氏名 山田太郎

納税額 2800

納税番号 00035859

日本銀行(本店・支店・代理店・出入代理店(郵便局を
含む))又は税務署の領収日付印が押されているかを
確かめください。

納税者
峰山税務署
源泉割増税及び復興特別所得税

	千	百	十	百	十	万	千	百	十	円
本税						2	8	0	0	0
附加税										
附加税										
附加税										
附加税										
附加税										
合計額						2	8	0	0	0

登録番号 0780-8987
納期等の区分
(自)令和4年1月(至)
申告区分 其他
戻金

住所(所在地)
丹後市峰山町新町1919

氏名(法人名)
藤口 亨
様(御中)

(取扱時間) 12:50 (担当者コード) 002
(領収証番号) A2202080001

この領収証は国税局・税務署内で領収した場合は領収書の形式となります。



◎ デジタル納付を是非ご利用ください。

- 自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な操作で納付できます。
- 詳しくは、「e-Taxホームページ」(www.e-tax.na.go.jp)をご覧ください。
- 即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- 電子証明書が1枚ロードリーディング不要です。
- 税関や税務署の窓口に向く必要がありません。
- 税務署の納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- インターネットバンキングの契約は不要です。
- 納付の結果はメッセージボックスに通知します。
- ※ご利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です!

・毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単に操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にもダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすです。

国税収納金整理資金

領 収 証

No.196

取替番号 0780-8987

[Redacted]

	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	円
全 額							2	8	0	0	
振 込 額											
加 算 額											
引 当 額											
合 計 額							2	8	0	0	

納期等の区分
 (自)令和 4年 2月
 (至)

申告区分 其他
 種別 同額

住所 (所在地)
 京丹後市峰山町新町1919-3

氏名 (法人名)
 森口 孝
 様 (御中)

(取扱時間) 13:05 (担当者コード) 002
 (領収証書番号) A2202250002

◎この領収証は国税局・税務署内で領収した場合の形式となります。
 (現金) 6,800円
 (振込計) 2,800円 (差引) 3,000円



◎ 電子申告納付を是非ご利用ください。

- 自宅や職場にインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単に操作を納付できます。
- 詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。
- 即時又は納付月を指定して納付することが可能です。
- 電子証明書が「リコーDRリーダー」は不要です。
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- 税務署が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- インターネットバンキングの契約は不要です。
- 納付の結果はメッセージボックスに通知します。
- ※ご利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です!

- 毎月の徴収高計算書とともに送信した後、簡単に操作でダイレクト納付ができて、徴収高計算書の送信にもダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特にお勧めです。

国税庁 国庫金

預収証書

④

国庫金

32301

03 00035859 110 07808987

納期限の区分
0402
支払分納期所特約
及び租税控除特約

作成・納期	040225	1	170000	2800
手続開始年月				
日付控除額の 円金				
退職手当等				
税源士等の 報酬				
役員費等				
前上の支払 年度年月日				

区別番号
0402

納期
0

住所
〒102-7114 東京都千代田区千代田 1-9-3
(電話番号)

氏名
トヨタ自動車株式会社

郵便
〒102-7114

年次課税による
不足額

年次課税による
超過額

本 税

延 滞 税

合計額

2800
2800

(納税日付印)
2.25

左記の台帳簿を添付しました。

〇日本銀行(本店・支店・代理店・輸入代理店(郵便局を
含む))又は税務署の納税日付印が押されているかお
確かめください。

14 1027114-07808987 0 (YC-00027) H

国税収納金整理資金

領 収 証

No 197

[Redacted area]

	千	百	十	百	十	万	千	百	十	円
本 税						¥	2	8	0	0
附加税										
合計額						¥	2	8	0	0

領収番号 4780-8987

納税額の区分
(令和 4年 3月 至)

申告区分 その他
課税 回数

住所 (所在地)
京丹後市峰山町新町1919-2

氏名 (法人名)
森口 孝

(取扱時間) 15:57 (担当者コード) 002
(領収証番号) A2203230005

◎この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

(現金) 3,000円
(領収計) 2,800円 (差引) 200円



◎ **ダイレクト納付を是非ご利用ください。**

- 自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単に領収金納付できます。
- 詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nita.go.jp) をご覧ください。
- 即時又は納付期を指定して納付することが可能です。
- 電子証明書やICカードリーダーが不要です。
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- お直しが納税者に代わって納付手続きを行うことも可能です。
- インターネットバンキングの契約は不要です。
- 納付の結果はメッセージボックスに通知します。
- ご利用には事前の届出が必要です。

○ **例えばこのような使い方が便利です!**

- 毎月の徴収高計算書と一緒に送付した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送付にも、ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめです。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	198 ~ 209		
費 目	調査研究費・研修費・広報費・委託費等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費(人件費)				
支払内容	従業員社会保険料(令和3年8月~令和4年2月分)				
支払金額	666,304円	按分率	90%	計上額	599,668円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	R3.3-6:63,184円/月、R3.7-R4.2:51,696円/月				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
<p>D 4- 3-31 年 金 51,696:31カ月の31日 No 209</p>					

保険料納入告知額・領収済額通知書

3016



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録番号	1810子	事業所番号	01232
前付日の年月	令和 3年 4月	納付期限	令和 3年 5月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
22,132	40,260	792	
合 計 額		¥63,184 円	

令和 3年 3月分	保険料	収付日	令和 3年 4月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
22,132	40,260	792	
合 計 額		¥63,184 円	

令和 3年 5月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構
舞鶴

年金事務所)



627-0005 京丹後市 峰山町新町
1919-3

京都府議会議員
森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1495029 2/2 5HA1X0747515

(裏面へつづく)

No 198

保険料納入告知額・領収済額通知書

3015



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録番号	1810子	事業所番号	01232
前付日の年月	令和 3年 5月	納付期限	令和 3年 6月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
22,132	40,260	792	
合 計 額		¥63,184 円	

令和 3年 4月分	保険料	収付日	令和 3年 5月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
22,132	40,260	792	
合 計 額		¥63,184 円	

令和 3年 6月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構
舞鶴

年金事務所)



627-0005 京丹後市 峰山町新町
1919-3

京都府議会議員
森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1495961 2/2 6EA1X0747981

(裏面へつづく)

No 199

保険料納入告知額・領収済額通知書

3016



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録記号	18407	事業所番号	01232
納付日の年月	令和 3年 6月	納付期限	令和 3年 8月 2日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
22,132	40,260	792	
合 計 額		¥63,184 円	

令和 3年 5月分保険料領収日	令和 3年 6月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
22,132	40,260	792
合 計 額		¥63,184 円

令和 3年 7月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構 舞鶴)

年金事務所



627-0005 京丹後市 峰山町新町
1919-3

京都府議会議員
森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1499909 2/2 70A1X0749955

(裏面へつづく)

No 200

保険料納入告知額・領収済額通知書

3028



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録記号	18407	事業所番号	01232
納付日の年月	令和 3年 7月	納付期限	令和 3年 8月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合 計 額		¥51,696 円	

令和 3年 6月分保険料領収日	令和 3年 8月 2日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
22,132	40,260	792
合 計 額		¥63,184 円

令和 3年 8月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構 舞鶴)

年金事務所



627-0005 京丹後市 峰山町新町
1919-3

京都府議会議員
森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1503423 2/2 8DA1X0751712

(裏面へつづく)

No 201

保険料納入告知額・領収済額通知書

3041

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	18中子	事業所番号	01232
納付目的年月	令和 3年 8月	納付期限	令和 3年 9月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合 計 額		¥51,696 円	

令和 3年 7月分保険料	前取口	令和 3年 8月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
18,108	32,940	648
合 計 額		¥51,696 円

令和 3年 9月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構
舞鶴

年金事務所)



627-0005 京丹後市 峰山町新町
1919-3

京都府議会議員
森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1506375 2/2 9DA1X0753188

(裏面へつづく)

No202

保険料納入告知額・領収済額通知書

3055

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	18中子	事業所番号	01232
納付目的年月	令和 3年 9月	納付期限	令和 3年 11月 1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合 計 額		¥51,696 円	

令和 3年 8月分保険料	前取口	令和 3年 9月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
18,108	32,940	648
合 計 額		¥51,696 円

令和 3年 10月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構
舞鶴

年金事務所)



627-0005 京丹後市 峰山町新町
1919-3

京都府議会議員
森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1509487 2/2 ADA1X0754744

(裏面へつづく)

No203

保険料納入告知額・領収済額通知書

3068

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	18中子	事業所番号	01232
納付日の年月	令和 3年 10月	納付期限	令和 3年 11月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合計額	¥51,696 円		

令和 3年 9月分保険料	領収日	令和 3年 11月 1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
18,108	32,940	648
合計額	¥51,696 円	

令和 3年 11月 18日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構 舞鶴)

年金事務所



627-0005 京丹後市 峰山町新町 1919-3

京都府議会議員 森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1512617 2/2 BBA1X0756309

(裏面へつづく)

No204

保険料納入告知額・領収済額通知書

3072

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	18中子	事業所番号	01232
納付日の年月	令和 3年 11月	納付期限	令和 4年 1月 4日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合計額	¥51,696 円		

令和 3年 10月分保険料	領収日	令和 3年 11月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
18,108	32,940	648
合計額	¥51,696 円	

令和 3年 12月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

(日本年金機構 舞鶴)

年金事務所



627-0005 京丹後市 峰山町新町 1919-3

京都府議会議員 森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1515257 2/2 CDA1X0757629

(裏面へつづく)

No205

保険料納入告知額・領収済額通知書

3083



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録記号	18和子	事業所番号	01232
納付日の年月	令和 3年 12月	納付期限	令和 4年 1月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合 計 額		¥51,696 円	

令和 3年 11月分保険料領収日			令和 4年 1月 4日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合 計 額		¥51,696 円	

令和 4年 1月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

（日本年金機構
舞鶴

年金事務所）



627-0005 京丹後市 峰山町新町
1919-3

京都府議会議員
森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1517985 2/2 1EA1X0758993

（裏面へつづく）

No206

保険料納入告知額・領収済額通知書

3087



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録記号	18和子	事業所番号	01232
納付日の年月	令和 4年 1月	納付期限	令和 4年 2月 28日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合 計 額		¥51,696 円	

令和 3年 12月分保険料領収日			令和 4年 1月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合 計 額		¥51,696 円	

令和 4年 2月 17日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課

（日本年金機構
舞鶴

年金事務所）



627-0005 京丹後市 峰山町新町
1919-3

京都府議会議員
森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1522203 2/2 2AA1X0761102

（裏面へつづく）

No207

保険料納入告知額・領収済額通知書

3092



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録番号	1840子	事業所番号	01232
納付日の年月	令和 4年 2月	納付期限	令和 4年 3月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,108	32,940	648	
合 計 額		¥51,696 円	

令和 4年 1月分保険料収入	令和 4年 2月 28日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
18,108	32,940	648
合 計 額		¥51,696 円

令和 4年 3月 22日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構
舞鶴

年金事務所)



627-0005 京丹後市 峰山町新町
1919-3

京都府議会議員
森口とおる事務所 森口 亨 様

541154AA 1524637 2/2 3EA1X0762319

(裏面へつづく)

No 208

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

職員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	210		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>				
支払内容	従業員労働保険料(令和2年度確定分)				
支払金額	16,755円	按分率	90%	計上額	15,079円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p>					

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

東京都労働局
0075469

納付書番号: 26106093935-0009

納付の目的
1. 令和 3年度 1期 国庫金
2. 令和 3年度 2期 国庫金

納付の場所
日本銀行(本店・支店・代理店又は納入代用店)、所管労働局労働局長、所管労働局監督署

納付先
〒604-0846
京都市中京区
河原町通御池上ル
金沢町451
京都労働局

労働保険特別金納入徴収書
(納付書添し)

令和3年度
特別会計 0847
厚生労働省 6118
令和3年度
03

翌年度5月1日以降 現年度歳入歳入

納付額 (合計額)	48535	円
納付先	京都労働局	

領収
36-1
丹後労働基準監督署

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む)

字体 1 2 3 4 5 6 7
第3号記入に当たっての注意事項は「様式」から記入して下さい。
OCR格への記入は上記の「標準字等」でお願います。
08-0037528
事業主控 08-0031463
AA1A26R-037528#

下記の通り申出します。
修正項目番号 本人の確定コード

07	111	9416	72
----	-----	------	----

各 種 区 分

07	111	9416	72
----	-----	------	----

あて先 〒 604-0846 京都市中京区
両替町通御池上
金吹町451
京都労保局 20-66012
労働保険特別会計納入額収書簿

算定期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

区 分	①保険料・一般拠出金算定基礎額	②保険料率	③確定保険料・一般拠出金額(①×②)
健康保険料	2079 千円	12.00	24948 千円
労災保険料	2079 千円	3.00	6237 千円
雇用保険料	2079 千円	9.00	18711 千円
石綿健康被害救済法 一般拠出金	2079 千円	0.02	41 千円

算定期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

区 分	①保険料算定基礎額の見込額	②保険料率	③概算・増加概算保険料額(①×②)
健康保険料	2079 千円	12.00	24948 千円
労災保険料	2079 千円	3.00	6237 千円
雇用保険料	2079 千円	9.00	18711 千円

④0.024の(口)欄の金額の前に「千」記号を付さないで下さい

健康保険料	24948
労災保険料	6237
雇用保険料	18711
石綿健康被害救済法 一般拠出金	41

⑤申告済従業員数	36,000	⑥申告済概算保険料額	
⑦(1)完納額	11052 千円	⑧増加概算保険料額	
⑦(2)未納額	不足額		

⑨(1)健康保険料	24948 千円	⑨(2)労災保険料	6237 千円	⑨(3)雇用保険料	18711 千円	⑨(4)石綿健康被害救済法 一般拠出金	41 千円	⑩全額合計(⑨(1)+(2)+(3)+(4))	49937 千円
⑪(1)健康保険料	11052 千円	⑪(2)労災保険料	不足額	⑪(3)雇用保険料		⑪(4)石綿健康被害救済法 一般拠出金		⑫全額合計(⑪(1)+(2)+(3)+(4))	

加入している労働保険 (1)労災保険 (2)雇用保険 (3)特別事業 (4)簡便する(口)該当しない

所在地 京丹後市峰山町新町1910-3
事務所 森口亭
28-1-06-005935-000 E

住所 京丹後市久美浜町浦明1080
氏名 森口亭

申告をえなばい場合は折り曲げマスの所で折り曲げて下さい

(注) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

東京証券取引所
00075469

東京証券取引所
0847

東京証券取引所
6118

令和02年度
東京証券取引所
東京証券取引所

郵便番号	26106005935	支店番号	000
支店番号	000	支店番号	000

納付の目的
1. 今期
2. 平決

納付先
〒627-0005 京丹後市
峰山町新町
1919-3
(店名) 森口とおる事務所
森口 亨

納付の場所
日本銀行本店・支店・代理店又は納入代理店、所轄労働保険事務所、所轄労働保険事務所

翌年度5月1日以前 翌年度納入額

千円	百円	十円	円
1	3	9	6
1	3	9	3
1	3	9	3
1	3	9	3
1	3	9	3

上記の合計額を額取しました。

東京証券取引所
労働基準監督署

26.03
領収

(納付書裏)

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

職員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	211		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・事務費(人件費)				
支払内容	従業員健康診断代				
支払金額	13,200円	按分率	90%	計上額	11,880円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

請求書(兼領収書)

令和 3 年度 京丹後市立弥栄病院 第 号

住所

〒 627-0005

京都府京丹後市峰山町新町1913

京都府議会議員

氏名 森口とおる事務所 様

金額 ¥13,200 ※

摘要 病院事業会計

検印代

納付期限

上記のとおり請求します。
上記の金額を京丹後市立弥栄病院出納取扱
金融機関へ納付して下さい。

令和 4 年 3 月 23 日

京都府京丹後市 京丹後市立弥栄病院

弥栄病院 開設者
京丹後市長 中山 泰

京丹後市長印
弥栄病院

領収
日付
印

弥栄病院
取入事務委託
4.3.23
株式会社ニチイ
領収

出納取扱金融機関
京都北都信用金庫
(株)京都銀行
京都農業協同組合

(納入者に交付)